

米軍嘉手納基地所属米空軍兵による自動車運転処罰法違反
(過失運転致傷) 及び道路交通法違反事件に対する意見書

本年9月16日午前6時24分頃、本町美浜の国道58号でサイクリング中の60代男性とYナンバー車両が接触し転倒させ、必要な救護措置をせずにその場から立ち去った。報道によると、県警は現場から走り去ったYナンバー車両を割り出し、米軍の捜査機関と合同で事情聴取を行い、運転していた米空軍兵は関与を認める供述をしている。

また、10月1日午前0時39分頃、同基地所属の上等兵(25歳)が本町伊平において酒気を帯びた状態で車を運転したとして道路交通法違反(酒気帯び運転)の容疑で現行犯逮捕される事件も発生した。

本町においては今年、米軍人・軍属による事件・事故が12件発生しており、7件は米軍嘉手納基地所属の軍人によるもので、そのほとんどが飲酒絡みである。

本町議会では、関係機関に対し再三再四、抗議及び要請してきたにも関わらず、同様な事件が繰り返されている。それは沖縄に米軍基地が集中するが故の事件であり、日米両政府が言う「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」は、根本的な解決に繋がっておらず極めて遺憾である。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 被害者への謝罪と補償を日米両政府で速やかに行い、事件の原因究明とその結果を速やかに公表すること。
- 2 リバティー制度の規制を強化させること。
- 3 米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチームを早急に開催し、事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成、公表すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 全ての在沖米軍基地を整理縮小し、段階的に撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年11月13日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使(沖縄担当) 沖縄防衛局長